

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	全国路線網（本州四国連絡高速道路）		166					
路線名	一般国道317号 （本州四国連絡道路（尾道・今治ルート））		道路名	西瀬戸自動車道	道路の種類	一般国道	道路管理者	国土交通大臣
保有・貸付概要	延長		46.6	キロメートル	区間	広島県尾道市 から		
		うち供用延長	46.6	キロメートル		愛媛県今治市 まで		
		うち新設延長	(0.0)	キロメートル	重要な経過地	-		
		0.0	キロメートル					
	貸付先	本州四国連絡高速（株）						
貸付期間	令和5年3月22日まで							
供用開始の区間及び年月日	西瀬戸尾道～向島（H11.5.1）、向東出入口～因島（S58.12.4）、因島北～因島南（H10.4.1）、因島南～生口島北（H3.12.8）、生口島南～大三島（H11.5.1）、大三島～伯方島（S54.5.13）、伯方島～大島北（S63.1.17）、大島南～今治（H11.5.1）							
サービスエリア及びパーキングエリア	大浜PA、瀬戸田PA、上浦PA、来島海峡SA							

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。